

老発0909第2号
令和8年9月9日

熊本県知事 殿
熊本市長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の
国庫補助に係る特例措置について

標記の国庫補助金の交付については、「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（令和8年9月9日厚生労働省発社援0909第8号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされたところであるが、熊本県においては、平成二十八年熊本地震、令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨、令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨、そして今般の災害と、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係に係る取扱いについて、別紙のとおり特例措置を定めたので通知する。

熊本県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

- 1 交付要綱第2の2の(2)の表の第1欄の②の「厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの」として、熊本県管内に所在する次に掲げる施設を同表の第2欄の「その他施設」として定める。

また、1に定める施設のほか、交付要綱第2の2の表に定める施設のうち、熊本県管内に所在する、同表の区分①の中分類に定める老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに区分①の大分類に定める訪問看護事業所について、同表の第2欄の「その他施設」として取り扱うものとする。

(1) 有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に定める有料老人ホームをいう。以下同じ。）であって、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 平成28年熊本地震の発生日（平成28年4月14日）以前から運営をしているもの

イ 「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第51号）により創設が予定されている「登録有料老人ホーム」に相当すると認められるもの（特定施設入居者生活介護の指定を受けている又は次に掲げるいずれかに該当する者の入居を認めているものをいう。）

（ア）要介護3以上の者

（イ）要介護者であって、一定の認知症を有すると認められる者

（ウ）要介護者であって、一定の医療ニーズを有すると認められる者

(2) 訪問介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

(3) 訪問入浴介護事業所（介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

(4) 訪問リハビリテーション事業所（介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションを行う事業所をいう。以下同じ。）

(5) 通所リハビリテーション事業所（介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業所であって、介護老人保健施設及び介護医療院に併設するものを除くものをいう。以下同じ。）

(6) 福祉用具貸与事業所（介護保険法第8条第12項に規定する居宅介護支援を行う事業所をいう。以下同じ。）

(7) 居宅介護支援事業所（介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所をいう。以下同じ。）

- 2 1に定める施設に係る交付要綱第2の3の適用に当たっては、(2)の表の④欄において「1／2から2／3」までとあるものを「2／3」として取り扱うものとし、交付要綱第2の4の適用に当たっては、次表により取り扱うものとする。

なお、次表において、医療法人等とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における会社に該当する法人及び個人を除く法人又は組合等をいい、営利法人とは同法における会社に該当する法人をいうものとする。

(表)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(2) その他施設						
7 有料老人ホーム	本通知の1の(1)	(7) 市町村 (熊本市を除く。以下本表において同じ。)	予算措置	熊本県	5/6	4/5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
イ 訪問介護事業所	本通知の1の(2)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5/6	4/5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
ウ 訪問入浴介護事業所	本通知の1の(3)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5/6	4/5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
エ 訪問リハビリテーション事業所	本通知の1の(4)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5/6	4/5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5/6	4/5

オ 通所リ ハビリテ ーション 事業所	本通知の 1 の (5)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法 人等	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
カ 福祉用 具貸与事 業所	本通知の 1 の (6)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法 人等	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
キ 居宅介 護支援事 業所	本通知の 1 の (7)	(7) 市町村	予算措置	熊本県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法 人等	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
ク 老人デイ サービス センター	老人福祉法第 15条第2項 及び本通知の 1のまた書き	(7) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	熊本県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法 人等	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(エ) 営利法人 (ただし、 認知症対応 型デイサー ビスセンタ ーに限る。)	予算措置	熊本県又 は熊本市	5 / 6	4 / 5

ケ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項及び本通知の1のまた書き	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	熊本県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(エ) 営利法人（ただし、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。）	予算措置	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5
コ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項及び本通知の1のまた書き	(7) 市町村	予算措置	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 医療法人等	予算措置	熊本県又は熊本市	5 / 6	4 / 5